

「(仮称) 鎌倉市観光案内図」作成事業者選定委員会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、「(仮称) 鎌倉市観光案内図」の作成にあたり、鎌倉を訪れる観光客が円滑に観光を行うことができ、かつ、鎌倉市観光施策に資する観光情報提供や紙面構成を編集できる者を選定するため、「(仮称) 鎌倉市観光案内図」作成事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「(仮称) 鎌倉市観光案内図」作成事業者の選定についての事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、この委員会の所掌事務を所管する部の事務事業に関する企画、調整及び推進についての事項を所管する次長、観光を所管する課の課長、商工業を所管する課の課長、広報を所管する課の課長、文化・人権を所管する課の課長により構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は、この委員会の所掌事務を所管する部の事務事業に関する企画、調整及び推進についての事項を所管する次長がこれを務め、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長がこれを指名するものとし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、「(仮称) 鎌倉市観光案内図」作成事業者が決定されるまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

付則

この要綱は平成30年1月12日から施行する。

付則

この要綱は平成30年4月25日から施行する。